

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成25年 2月27日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(佐賀県文書規程の一部改正)

第 1 条 佐賀県文書規程(昭和55年佐賀県訓令甲第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第 2 条、第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 4 条第 2 項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター並びに特定の政策を推進するための組織(統括本部における組織規則第 25 条第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第 26 条第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。第 8 号において「特定政策組織」という。)をいう。</p> <p>(5)～(22) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第 2 条、第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 4 条第 2 項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター並びに特定の政策を推進するための組織(統括本部における組織規則第 25 条第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>ILC 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第 26 条第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。第 8 号において「特定政策組織」という。)をいう。</p> <p>(5)～(22) 略</p>

改正前	改正後
<p>( 決裁区分の表示 )</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、本部長専決事項については「丙」、最高情報統括監専決事項、危機管理・報道監専決事項、総合防災統括監専決事項、医療統括監専決事項、国際戦略統括監専決事項、部長専決事項、理事専決事項、副本部長専決事項、副部長専決事項、総括政策監専決事項、新型インフルエンザ対策総括監専決事項、消費者行政総括監専決事項、がん対策総括監専決事項、企業立地総括監専決事項、雇用対策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙<sub>2</sub>」、課長専決事項、政策監専決事項、粒子線治療推進監専決事項及び国際戦略推進監専決事項については「丁」、室長専決事項、企業誘致推進監専決事項、特区調整監専決事項、地域振興企画監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁<sub>2</sub>」、係長専決事項については「丁<sub>3</sub>」の表示をしなければならない。</p>	<p>( 決裁区分の表示 )</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、本部長専決事項については「丙」、最高情報統括監専決事項、危機管理・報道監専決事項、総合防災統括監専決事項、医療統括監専決事項、国際戦略統括監専決事項、部長専決事項、理事専決事項、副本部長専決事項、副部長専決事項、総括政策監専決事項、新型インフルエンザ対策総括監専決事項、消費者行政総括監専決事項、がん対策総括監専決事項、企業立地総括監専決事項、雇用対策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙<sub>2</sub>」、課長専決事項、政策監専決事項、粒子線治療推進監専決事項、<u>国際戦略推進監専決事項</u>及び<u>ILC推進監専決事項</u>については「丁」、室長専決事項、企業誘致推進監専決事項、特区調整監専決事項、地域振興企画監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁<sub>2</sub>」、係長専決事項については「丁<sub>3</sub>」の表示をしなければならない。</p>

( 佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正 )

第2条 佐賀県職員安全衛生管理規程(平成元年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>( 定義 )</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置か</p>	<p>( 定義 )</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置か</p>

改正前	改正後
<p>れた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p>	<p>れた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>ILC推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p>

(佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第3条 佐賀県職員の職務発明等に関する規程(平成2年佐賀県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則(平成16年佐賀県規則第16号。以下「組織規則」という。)第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則(平成16年佐賀県規則第16号。以下「組織規則」という。)第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>ILC推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1</p>

改正前	改正後
(3)～(13) 略	項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。 (3)～(13) 略

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第4条 佐賀県本庁決裁等規程(平成16年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(副知事等の専決)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、本部長が専決することができる事務のうち、本部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p><u>(19) 略</u></p> <p>4～7 略</p> <p>(本部長等の代決者)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 副本部長が専決することができる事務について、副本部長が不在のときは、副本部長があらかじめ指名する政策監又は当該事務を担当する課長(粒子線治療の普及に関する事務については粒子線治療推進監、海外施策の総合調整及び推進に関する事務については国際戦略推進監)若しくは室長がその事務を代決することができる。</p>	<p>(副知事等の専決)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、本部長が専決することができる事務のうち、本部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p><u>(19) I L C 推進監</u></p> <p><u>(20) 略</u></p> <p>4～7 略</p> <p>(本部長等の代決者)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 副本部長が専決することができる事務について、副本部長が不在のときは、副本部長があらかじめ指名する政策監又は当該事務を担当する課長(粒子線治療の普及に関する事務については粒子線治療推進監、海外施策の総合調整及び推進に関する事務については国際戦略推進監、<u>I L C 施策の総合調整及び推進に関する事務についてはI L C 推進監</u>)若しくは室長がその事務を代決することができる。</p>

改正前			改正後		
11～19 略			11～19 略		
20 略			20 <u>ILC推進監が専決することができる事務について、ILC推進監が不在のときは、ILC推進監が組織規則第25条第1項の規定により置かれた副課長のうちからあらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</u>		
別表第1（第2条の2関係）			別表第1（第2条の2関係）		
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総合防災統括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監及び出納局長	自己の旅行命令に関すること	旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総合防災統括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、 <u>ILC推進監</u> 及び出納局長	自己の旅行命令に関すること
略			略		
	副本部長、政策監、粒子線治療推進監及び国際戦略推進監	特定政策組織(統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組		副本部長、政策監、粒子線治療推進監、 <u>国際戦略推進監及びILC推進監</u>	特定政策組織(統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組

改正前			改正後		
		<p>織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。)に所属する職員の旅行命令に関すること</p>			<p>織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。)に所属する職員の旅行命令に関すること</p>
<p>年次休暇等の願の処理に関する事務</p>	<p>副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総合防災統括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成</p>	<p>自己の年次休暇等の処理に関すること</p>	<p>年次休暇等の願の処理に関する事務</p>	<p>副知事、会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総合防災統括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、消費者行政総括監、がん対策総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成</p>	<p>自己の年次休暇等の処理に関すること</p>

改正前			改正後		
	総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監及び出納局長			総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監、I L C 推進監及び出納局長	
	略			略	
	副本部長、政策監、粒子線治療推進監及び国際戦略推進監	特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること		副本部長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監及びI L C 推進監	特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること
週休日の振替に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総合防災統括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、がん対策総括監、消費者行政総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監及び出納局長	自己の週休日の振替に関すること	週休日の振替に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総合防災統括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副部长、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、がん対策総括監、消費者行政総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監、I L C 推進監及び出納局長	自己の週休日の振替に関すること
	略			略	
	副本部長、政策監、粒子線治療推進監及び国際戦略推進監	特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること		副本部長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監及びI L C 推進監	特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること
時間外勤務	略		時間外勤務	略	
代休時間の指定に関する	副本部長、政策監、粒子線治療推進監及び国際戦略	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務代休時	代休時間の指定に関する	副本部長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務代休時

改正前			改正後		
る事務	推進監	間の指定に関すること	る事務	監及びILC推進監	間の指定に関すること
休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総合防災統括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、がん対策総括監、消費者行政総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監及び出納局長	自己の休日の代休日の指定に関すること	休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総合防災統括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、がん対策総括監、消費者行政総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監、ILC推進監及び出納局長	自己の休日の代休日の指定に関すること
	略			略	
	副本部長、政策監、粒子線治療推進監及び国際戦略推進監	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること		副本部長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監及びILC推進監	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること
宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総合防災統括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、がん対策総括監、消費者行政総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課	自己の宿日直勤務の命令に関すること	宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、本部長、最高情報統括監、危機管理・報道監、総合防災統括監、国際戦略統括監、部長、理事、副本部長、副部長、総括政策監、新型インフルエンザ対策総括監、がん対策総括監、消費者行政総括監、企業立地総括監、雇用対策総括監、人材育成総括監、課	自己の宿日直勤務の命令に関すること

改正前		改正後	
	長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監及び出納局長		長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監、 <u>I L C 推進監</u> 及び出納局長
	略		略
	副本部長、政策監、粒子線治療推進監及び国際戦略推進監		副本部長、政策監、粒子線治療推進監、国際戦略推進監及び <u>I L C 推進監</u>
	特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること		特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。